

## 豊田第1地区土地改良事業計画概要書

1 目的																	
地域において、旭川市を中心とし、「地域計画」での中心経営体への農地集積が進められているが、集積を加速化させるためには、営農体系の変化に即した水利用の見直しが必要であり、水管管理の効率化・省力化を図る水路のパイプライン化等合理化整備を緊急的に実施する事で、活力ある地域農業を確立したい。																	
2	(1) 地域の所在	旭川市東旭川町豊田															
地域の所在及び現況																	
ア 地 形 上川盆地の北東部に位置する大雪山連峰の麓に広がる水田地帯であり、肥沃な土壤及び恵まれた気象、水利条件の下で水稻作付けを中心に展開されている優良農業地帯である。																	
イ 土 質 磯質土																	
ウ 土 壤 細粒グライ土、磯質褐色森林土、細粒褐色森林土、細粒強グライ土、細粒灰色低地土																	
エ 気 象																	
平均 気 温		7.2 ℃		かんがい期平均気温		17.8 ℃											
平均 降 水 量		1104.4 mm		最深積雪深 89 cm		平均降水日数 172.4日											
根 雪 期 間		10月 30日から 4月 12日		無霜期間 4月 10日から 11月 20日													
オ 水利状況 ベーパンダムを水源とし、追分頭首工・第3頭首工から取水し追分幹線用水路・川向幹線用水路を経由して本地区へかんがいしている																	
カ 営農状況 水田産業経営主体。漏水や溢水の影響による湿害被害を受けている。水稻の他、小麦、大豆、そば、トマト等を作付けしている。																	
キ 地域環境の概況 本地区はJA東旭川に属しており、農業用水は東和土地改良区管理であるペーパン川追分頭首工系統の追分幹線用水路とペーパン川第3頭首工系統の川向幹線用水路より供給されており、南北はペーパン川と東桜岡境にある森林に囲まれている。道道瑞穂旭川停車場線以北については旭川市管理排水路を地区界とし、道道瑞穂停車場線以南については改良区管理道路を地区界と設定している。																	
(3) 地積及び受益戸数																	
地目		田 (ha)	畠 (ha)	原野 (ha)	山林 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)	受益戸数									
区分	現況	79.4				7.2		86.6	12								
	計画	77.0				9.6		86.6	9								
農業用用排水施設	現況	72.4					72.4		10								
	計画	70.0					70.0		9								
全体	現況	79.4				7.2		86.6	12								
	計画	77.0				9.6		86.6	9								
3 基本計画	(1) 事業計画内容																
	本事業により土地条件の改善を図るため、区画整理による土地改良及び用排水施設のパイプライン化を実施し農業生産性の向上を図る。																
4 工事又は管理の要領	(2) 環境との調和への配慮																
	工事の際、掘削土や濁水の流出防止に配慮する。また作業機械は低騒音、低振動、排出ガス対応の機種を使用し、地域の自然環境や美しい田園農村景観に配慮する。																
主 要 工 事 計 画	事業種			受益面積		事業量及び事業内容											
	区画整理			77.0ha		整地工 A=77.0ha											
						暗渠排水 A=77.0ha											
造成又は改良される施設の管理方法等	農業用用排水施設			70.0ha		除磧 A=28.1ha											
						用水路 14条 L=7,950m											
						排水路 20条 L=10,340m											
						道路工 5条 L=900m											
	施設名			管理団体名		管理方法											
	用水路 14条 排水路 20条 耕作道 5条			東和土地改良区		用水路については、改良区及び下部組織で草刈りを毎年1回実施する。 排水路については、下部組織で年1回草刈りを実施する。 耕作道については、下部組織で農業機械の運行に支障がないよう下部組織で管理する。											

5 换地計画の要領	(1) 换地計画樹立の必要性									
	本地区は、区画の大型化等の生産基盤の整備を図り、農業の近代化と農用地の集団化を目指しており、事業で改編される権利関係の調整と集団化を図る上で換地計画の樹立が必要となる。									
(2) 换地計画樹立の基本方針										
ア 従前の土地の地積の基準										
本地区の地積は、土地改良事業計画の決定日の登記簿地積とする。ただし、前記の日から3カ月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申出があった場合は、その申出のあった地積とする。										
イ 農用地集団の方法										
換地区	地帯別、グループ別団地の設定	個人別換地の方法								
		位置選択	1戸当たりの目標団地数	区画畔の取り扱い						
豊田第1		従前の土地が最も密集した位置を中心を選択	概ね2団地	固定畔						
ウ 非農用地の換地方針										
換地区	種類	非農用地区域の位置の概略	面積	換地の手法	換地取得予定者					
豊田第1		点在宅地 雑種地	概ね従前の位置	1.66ha 0.43ha	特定用途用地 従前の所有者					
エ 清算の方法 条件差差積精算方式										
(3) 土地改良法第5条6項に規定する国有地等の編入承認に係る地積										
換地区	機能交換に係る土地									
	国有地	道有地	市町村有地	計	一般公有地 合計					
豊田第1		0.08ha	ha	ha	2.12ha 2.20ha					
(4) 换地処分の時期に関する特則										
豊田第1地区の換地処分においては、地区全部の区画整理工事が完了し、確定測量が実施されたときは、土地改良法第89条の2第10項で準用する、同法第54条第2項ただし書きの規定にもとづき換地処分を行うものとする。										
6 費用の概算	事業種	事業費	負担区分							
			国	道	地元					
農業用用排水施設		千円	千円	千円	千円					
本事業費	3,900,000	2,145,000	1,267,500	487,500						
区画整理	3,650,000	2,007,500	1,186,250	456,250						
農業用用排水施設	250,000	137,500	81,250	31,250						
7 効用	区画整理	(1) 事業の効用								
		区画整理を行うことで、農作業の作業性を改善し効率化を図る。また総費用便益費は1.13で1.0以上である。								
農業用用排水施設		(2) 事業効果額								
		効果項目	食料の安定供給の確保に関する効果	農業の持続的発展に関する効果	その他効果(国産農産物安定供給効果)					
8 他事業		効果額(千円)	183,452	44,954	11,042					
		(3) 事業負担の見通し								
9 計画概要図	事業費の負担については、増加所得償還率が36.5%で40%未満であるため事業費負担については問題ない。									
	(1) 事業の効用									
10 その他	農業用用排水施設を行うことで、農作業の作業性を改善し効率化を図る。また総費用便益費は1.21で1.0以上である。									
	(2) 事業効果額									

令和9年度新規採択希望 農地整備事業（中山間地域型）

上川総合振興局 豊田第1地区 計画一般図 とよただいいち

縮 尺 1/25,000

## 旭川市

## 道内位置図



凡 例	
---	地区界
—	一般道道
△△	頭首工
---	既設用水路(開水路)
---	既設用水路(管水路)
○○	計画用水路
---	既設排水路
○○	計画排水路
●●	排水樋門
□□	区画整理
□□	暗渠排水
□□	除礫
□□	受益地
□□	田
□□	烟